

控除対象となる寄附金

所得税(現行)	個人住民税(改正後)
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	[国は対象外]
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして 財務大臣が指定したもの [539件(H17年度の指定数)]	都道府県・市区町村に対する寄附金 (平成6年度創設)→ 拡充 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの (平成2年度創設) 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの (平成4年度創設)
3 特定公益増進法人に対する寄附金(1及び2を除く) ①日本学生支援機構などの独立行政法人等 ②(財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等 ③科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人 ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人 [①～⑥の合計:20,662法人(H18.4.1現在)]	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0e0ff;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">新たに都道府県・市区町村の条例により 対象寄附金を指定する仕組みを導入</p> </div>
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金 [80法人(H20.4.1現在)]	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金	[対象外]